



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

#### (1) スポーツ関連団体・企業・大学との連携

市民が自身のライフステージに適したスポーツを選択して取り組むことができるよう、また、特に若い人や成人期の方にもスポーツに親しんでもらえるよう、既存のスポーツ関係団体だけでなく、企業や大学とも連携し、計画を推進します。

#### (2) 庁内関係部等との連携

本計画で取り扱うスポーツに関する取組は、生涯学習、学校教育、子育て支援、健康、障がい者福祉、高齢者福祉、都市整備等の多岐の分野にわたっています。文化スポーツ部が中心となり、庁内関係部等との連携を図りながら、計画を推進します。

また、令和3年現在、世界で流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ施設の活動が制限されるなど、これまでどおりに事業を実施することが困難な状況にあります。外出自粛の状況が続く中、運動不足やストレスが増加し、特に中高年齢者については体力の低下、生活習慣病の発症や生活機能の低下につながるリスクが高まっています。こうした状況を踏まえ、庁内の連携体制を強化し、感染症対策に十分配慮しながら、スポーツ活動の推進を図っていきます。

#### (3) 国や県、周辺自治体との連携

国や県との情報共有を図りながら、連携して各種スポーツ事業に取り組み、市民が様々な運動・スポーツ活動を行いやすい環境づくりを目指します。また、周辺の自治体との連携も推進し、スポーツ教室や大会の共同開催や情報交換などの連携を図ります。

### 2 計画の評価

基本理念の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づいて本計画を推進するため、市及び教育委員会で行う事業評価の仕組みを活用しながら、担当部署にて進捗状況を毎年評価し、計画期間の最終年度には数値目標の達成状況について検証を行います。

